

基安安発0422第1号

平成25年4月22日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長  
(契印省略)

工業標準「機械類の安全性－設計のための一般原則－リスクアセスメント及びリスク低減」外1件の制定、日本工業規格「B9715 機械類の安全性－人体部位の接近速度に基づく安全防護物の位置決め」の改正及び「B9700-1 機械類の安全性－設計のための基本概念、一般原則－第1部：基本用語、方法論」外3件の廃止について(公示)

下記の日本工業規格については、別添のとおり厚生労働大臣及び経済産業大臣が主務大臣となり制定され、平成25年5月27日付け官報に公示する予定である。

内容は、日本工業標準調査会ホームページ(<http://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供することとされるので了知されたい。

また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供することとされるので念のため申し添える。

#### 記

1 制定された日本工業規格

機械類の安全性－設計のための一般原則－リスクアセスメント及びリスク低減 B9700  
機械類の安全性－危険区域に上肢及び下肢が到達することを防止するための安全距離 B9718

2. 改正された日本工業規格

機械類の安全性－人体部位の接近速度に基づく安全防護物の位置決め B9715

## 日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成25年5月25日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成25年5月27日

厚生労働大臣 田村 憲久  
経済産業大臣 茂木 敏充

## 記

### 1. 制定された日本工業規格

機械類の安全性－設計のための一般原則－リスク アセスメント及びリスク低減 B 9 7 0 0  
機械類の安全性－危険区域に上肢及び下肢が到達することを防止するための安全距離 B 9 7 1 8

### 2. 改正された日本工業規格

機械類の安全性－人体部位の接近速度に基づく安全防護物の位置決め B 9 7 1 5

(内容省略)

備考 内容は、日本工業標準調査会ホームページ(<http://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部及び厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課においても閲覧に供する。

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成25年5月25日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成25年5月27日

厚生労働大臣 田村 憲久  
経済産業大臣 茂木 敏充

記

廃止された日本工業規格

- 機械類の安全性－設計のための基本概念, 一般原則 B 9 7 0 0 - 1
  - －第1部：基本用語, 方法論
- 機械類の安全性－設計のための基本概念, 一般原則 B 9 7 0 0 - 2
  - －第2部：技術原則
- 機械類の安全性－危険区域に上肢が到達すること B 9 7 0 7  
を防止するための安全距離
- 機械類の安全性－危険区域に下肢が到達すること B 9 7 0 8  
を防止するための安全距離